

重要事項説明書（入所）

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 山田医院併設介護療養型老人保健施設
- ・開設年月日 平成 24 年 3 月 1 日
- ・所在地 富山県射水市三ヶ 835
- ・電話番号 TEL 0766-55-3322 / FAX 0766-55-8933
- ・管理者名 医師 山田 一成
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（1651180018 号）

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

当施設は、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下での看護、介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者がその有する能力に応じ日常生活を営むことができるようになるとともに、家庭での生活に戻ることができるよう支援することを目的とします。また、利用者の方が居宅での生活が維持できるように、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することも含めた施設運営を行ないます。

当施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設等との密接な連携に努めます。

(3) 施設職員体制

	常 勤	兼務又は非常勤	夜 間	備 考
・医 師	(1) 以上			() 管理者兼務
・看護職員	2 以上		1 名	介護職員が夜勤の場合はオンコール体制
・介護職員	4 以上			
・支援相談員		(1)		() 内は兼務
・理学、作業療法士		(1)		() 内は兼務
・栄養士	1			
・薬剤師		(1)		() 内は兼務
・介護支援専門員	(1)			() 内は兼務
・事務職員	(1)			() 内は兼務
・その他	(5)			() 内は兼務

(4) 入所定員等

療養室 定員 18 名

個室：2室、2人室：2室、4人室：3室

2. サービス内容

1. 施設サービス計画の立案

利用者の有する能力その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握し施設サービス計画を作成する。

2. 食事サービス

・朝食 7時30分 ・昼食 12時00分 ・夕食 17時30分

3. 入浴サービス（一般浴槽での介助の他、必要に応じて特別浴槽にて対応いたします。）

4. 医学的管理・看護

5. 介護サービス

6. 機能訓練

7. 相談援助サービス

8. 行政手続き代行

9. その他

3. 介護老人保健施設サービス利用料金

(1) 介護保険給付の自己負担額は、介護保険法で定める一部負担金の額の支払いを受ける。

(2) 保険外負担金として、居住費、食費、日用品費、教養娯楽費、特別な室料（居住費とは別）、健康管理費等、その他の費用は＜別紙 入所利用料金表＞に基づき支払いを受ける。

※但し、世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けておられる方等で、負担限度額認定を受けている場合は認定証記載の額とする。

(3) 支払い方法

毎月12日までに、前月分の請求書を発行いたしますので、その月の25日までにお支払いください。お支払い方法は、指定口座への振込み、又は、口座振替でお願いいたします。入所時にご指定ください。

4. 協力医療機関等

当施設では、つぎの医療機関・歯科医療機関に協力いただいており、利用者の状態が急変した場合には、速やかな対応をお願いしております。

＜協力医療機関＞

- ・射水市民病院 : 射水市朴木20番地
- ・山田医院 : 射水市三ヶ835

＜協力歯科医療機関＞

- ・デンタルオフィス RISEI : 射水市三ヶ835

5. 施設利用にあたっての留意事項

- ・診療、看護・介護、リハビリテーション等については医師、看護婦、介護職員、理学療法士、作業療法士、支援相談員等の関係職員の指示に従ってください。
- ・共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めてください。
- ・外出・外泊を希望される方は、所定の手続きにより外出・外泊先、用件、施設へ帰着される予

定日時などをサービスステーションへ届け出でください。

外出外泊中に医療機関を受診される場合は、必ず施設までご連絡ください。

- ・面会をご希望される方は、サービスステーションまでお申し出ください。

受付に備え付け面会簿の記入をお願い致します。(面会時間:朝8時30分～夜7時00分)

- ・施設の清潔や環境衛生保持のための指示にはご協力を願います。

- ・泥酔、喧嘩もしくは口論など他の利用者に迷惑がかかる行為がないように注意してください。

6. 非常災害対策

- ・防災設備　　非常通報装置、スプリンクラー設備、消火器、自動火災報知設備、屋内消火栓設備、避難器具等
- ・防災訓練　　年2回　(うち1回は夜間想定訓練)

7. 禁止事項

- ・当施設では、多くの方に安心して療養を送っていただくために、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。
- ・火災防止および受動喫煙防止のため、施設建物敷地内の喫煙は禁止されています。

8. 身体の拘束等

- ・当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、説明と同意を得てから、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その態様及び時間、その際のご利用者様の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録等に記載することとします。

9. 苦情処理の体制

- ・当施設は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を常設しております。苦情処理の体制及び概要については別紙「利用者（家族）からの苦情処理の概要」に基づき対応することとしております。

苦情を受け付けた場合には、苦情処理表に記録し当該苦情の内容等の事実確認を行うとともに、その対応を検討し苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを行います。

10. 事故発生時の対応

- ・当施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。なお、事故の状況及び事故に際して採った処置については記録し、また、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

11. その他

当施設の利用にあたっての詳細につきましては、支援相談員までご遠慮なくお問い合わせください。(電話 0766-55-3322)

別紙 利用者家族からの苦情処理の概要

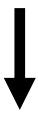
当施設のサービス内容に対し、ご意見、要望や苦情がありましたら



- 当施設には、ご意見や苦情申し出の常設窓口として
支援相談員がおりますので、ご自由にお申し出ください。

<常設窓口>

支援相談員 酒井 幸則
(電話 0766-55-3322)



- お寄せいただいたご意見、要望や苦情等は、施設長へ報告のうえ
施設の「苦情処理委員会」等で、改善策について検討し、
その結果をお申し出いただいた利用者の方へお伝えいたします。



直接、各市町村・保険者などに申し出ることもできます。

外部苦情申立機関 (連絡先電話番号)	射水市 福祉保健部 介護保険課	0766-51-6627
	富山市 福祉保健部 介護保険課	076-443-2041
	高岡市 福祉保健部 長寿福祉課	0766-20-1375
	富山県国民健康保険団体連合会 情報・介護保険課 苦情相談窓口	076-431-9833
	富山県福祉サービス運営適正化委員会	076-432-3280

当施設を利用され、ご意見・ご要望・苦情等がございましたら
つきの担当支援相談員へお申し出ください。

<担当者> 支援相談員 酒井 幸則

施設長